

報告事項No. 4

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

柿生小学校校舎増築その他工事の変更契約

柿生小学校校舎増築その他工事の契約の一部を次のように変更する。

議決 年月日	工事名	契約の相手方	変更事項		専決処分 年月日	変更理由
			変更前	変更後		
2. 10. 12	柿生小学校校舎増築その他工事	川崎市麻生区上麻生 3丁目20番6号 株式会社 北島工務店 代表取締役 北島 克己	契約金額 865,700,000円 完成期限 令和4年 2月28日	契約金額 887,223,700円 完成期限 令和4年 3月31日	3. 12. 27	地中障害物の出現により、障害物の撤去及び処分の追加、山留工法の変更並びに地盤改良工事の一部範囲変更等の増工の必要が生じたため、増額の変更及び工期の延長を行うもの。